

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

本検討会のテーマ

犯罪被害者等施策の一層の推進について（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）（抄）

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

今後の予定

- 本検討会については、月1回の頻度で開催予定
- 「1年以内をめどに」という上記決定内容を受け、令和6年5月中までに取りまとめを行うことを想定

犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言（抜粋）

令和5年4月25日
自由民主党政務調査会
司法制度調査会

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT

第3 具体的施策

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化

(3) 具体的方策

政府においては、なお果たすべき役割があることを改めて認識し、かつ犯罪被害者等の切実な声を踏まえ、犯罪被害者等の権利の実現の一例ともいえる民事訴訟における損害賠償額も見据えて、以下のような犯罪被害給付制度の抜本的強化を図るべきである。

a 算定方法の見直し

算定方法については、犯罪被害給付制度が被害者の権利を実現するものと位置付けられていることを踏まえ、給付基礎額や倍数設定を見直すなど、必ずしも他の公的給付制度の算定方法にとらわれない見直しを行うべきである。

例えば、

- ・ 幼い子供や学生、家事労働者等の収入がない被害者の給付基礎額を大幅に引き上げることを含む給付基礎額全体の見直し
- ・ 被害発生当時は、被害者自身に生計維持関係遺族がいなかったとしても、残された遺族が精神的ショックから十分に就労できなくなり、経済的に大きな打撃を受けることがあるほか、そうした被害者が、民法の規定に基づき、将来、両親等に負うべき扶養義務が履行されなくなることを踏まえた倍数設定の改定

などを行うべきである。

b 仮給付制度の運用改善

仮給付制度については、被害直後から当面の間の経済的負担が大きい場合があるため、より早期の給付実施や仮給付額の増額改定といった運用改善を行うべきである。

(※) なお、当PTでは、犯罪被害者等に対する経済的な支援を検討するにあたり、英国の制度を参照した。英国では、我が国と同様に、国による給付制度としているところ、逸失利益も含めて、我が国における損害賠償と同程度の金額が犯罪被害者等に支払われる運用が行われている。